

議案第 14 号

第 50 回衆議院議員総選挙に係る指定在外選挙投票区の決定について

第 50 回衆議院議員総選挙に係る指定在外選挙投票区を次のとおりとする。

令和 6 年 10 月 7 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

指定在外選挙投票区

清須第 12 投票区 新川中学校（清須市須ヶ口 750 番地）

【提案理由】

選挙における投票所は、公職選挙法第 39 条により選挙管理委員会が指定した場所に設けるものと規定されており、同法第 41 条第 1 項の規定により選挙期日から少なくとも 5 日前に投票所を告示しなければならないためです。